

令和 2 年 第 5 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年5月27日(水)午後2時

2 場 所 多治見市役所本庁舎 5階第1委員会室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第10号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について	
議第11号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について	
議第12号	田畑転換等農地の形状変更届出にかかる承認の取消しについて	1件
議第13号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議第14号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について	1件
報第9号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
報第10号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	5件

4 本日の議長 奥村 和彦

5 出席委員の氏名

議席番号	委員氏名	備 考
1	宮嶋 由郎	
2	林 則武	
3	奥村 和彦	
4	長谷川 博	
5	坂崎 寛治	
6	久保 渚	辞職
7	若尾 茂	
8	江崎 勇	
9	伊藤 明石	

10	右高 菜丹	辞職
11	坂崎 一良	
12	奥村 優子	欠席
13	日比野 敏夫	
14	宮嶋 豊城	
15	小川 松鶴	欠席
16	東 一二美	
17	日比野 芳孝	
18	砂田 豊	

議長 ただいまより、令和2年第5回農業委員会総会を開会する。  
 本日は12番奥村優子委員、15番小川松鶴委員から欠席の連絡を受けているので  
 16名中14名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定  
 により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員  
 を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、8番 江崎勇 委員、9番 伊藤明石 委員の両名を議事録署  
 名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。議第10号「令和元年度の目標及びその達成に向けた  
 活動の点検・評価(案)について」を上程する。議第10号について事務局より  
 説明を願う。

事務局 (議第10号の説明) 別紙参照

議長 それでは議第10号について、意見があれば発言願う。

議長 遊休農地の解消実績が9.4haと相当の面積だが、どの地区が多かったの  
 か。

事務局 調べて後ほど報告する。

4番 新規参入について、笠原で1件あって頓挫したとのことだが、具体的な情報を教えてください。

事務局 笠原のケースは、死因贈与で取得され、木が生えた耕作放棄地、接道がない農地である。農業を始めてみるということで許可をいただいたが、始められたか確認が取れていないため、実数に入れていない。現況を確認するようにする。

議長 決議は最後に行う。次に、議第11号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を上程する。議第11号について事務局から説明を願う。

事務局 （議第11号の説明）別紙参照

議長 それでは議第11号について、意見があれば発言願う。

議長 発言がないので、議第11号について採決を行う。議第11号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

（全員挙手）

議長 全員挙手により、議第11号は承認することに決定する。

議長 次に、議第12号「田畑転換等農地の形状変更届出にかかる承認の取消しについて」を上程する。議第12号について事務局から説明を願う。

事務局 申請人、■■■市■■町■丁目■■番地、■■■■。土地は生田町6丁目■■番、田、490㎡、■■番、田、335㎡、計825㎡。令和元年12月総会に果樹園への形状変更が承認されたが、その後隣人から形状変更しない状態で農地購入の申し出があったため、形状変更の承認を取り消す申請が出されたもの。

議長 それでは議第12号について、地元委員から意見があれば発言願う。

13番 ■■番に盛土をされたが、搬入した土にコンクリートブロックや石など産業廃材が入り、事務局が適切でないのではとのことで、掻き取って回復され

た。この経緯により、形状変更の取消しで差し支えない。

議長 他に発言はないか。発言がないので、議第 12 号について採決を行う。議第 12 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 12 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 13 号について事務局から説明を願う。

事務局 申請番号 1 議第 12 号に関連、所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■外 1 名。土地は生田町 6 丁目■■番、田、490 m<sup>2</sup>、■■番、田、335 m<sup>2</sup>、計 825 m<sup>2</sup>。外 1 名の■■■は申請地の隣地に居住する。譲受人が持分 1/2 ずつを取得し、申請地の耕作を継続する。

議長 それでは議第 13 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

13 番 主に耕作は譲受人の父親が行う。父親は■■■市に 1 町半ほど農地を持っており、意欲と能力のある方で、しっかりやっていたけると判断する。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 13 号について採決を行う。議第 13 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 13 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 14 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程する。議第 14 号について事務局から説明を願う。

事務局 申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■■丁目■■番地の■、■■■■■■。譲受人、■■■市■■町■■■■番地の

■■■、■■■■■。土地は根本町6丁目■■■番■、畑、644 m<sup>2</sup>。転用目的は自己用住宅。市街化調整区域における開発行為の基準に関する条例の第2種地で、都計法の緩和区域になる。

議長 それでは議第14号について、地元委員から意見があれば発言願う。

7番 申請地の北側と西側の街区の農地が残っているだけで、付近は住宅が建つ。下水もあり、排水先の側溝もあるため問題はない。

議長 他に発言はないか。発言がないので、議第14号について採決を行う。議第8号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第14号は承認することに決定する。

次に、報告事項に入る。報第9号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程する。報第9号について事務局より説明を願う。

事務局 1件

申請番号1 申請人、■■■市■■■町■丁目■■■番地、■■■■■。土地は喜多町1丁目■■■番、田、882 m<sup>2</sup>。転用目的は1棟12戸の集合住宅建設。

議長 報第9号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

議長 発言がないので、報第9号を終了する。

次に、報第10号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程する。報第10号について事務局より説明を願う。

事務局 5件

申請番号1 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■町■丁目■■■番地の■、■■■■■。譲受人、愛知県津島市金柳町字南脇110番地、協和地所株式会社。土地は下沢町4丁目■■■番■■■、原野、現況畑、241 m<sup>2</sup>、■■■番■、

畑、751 m<sup>2</sup>、計992 m<sup>2</sup>。転用目的は宅地造成販売。申請地北側の農地も転用予定である。

申請番号2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地の■■、■■■■。譲受人、土岐市泉西原町1丁目4番地の1、愛岐木材住建株式会社。土地は笠原町権現■■■■番■■、畑、224 m<sup>2</sup>。転用目的は宅地造成販売。

申請番号3 使用賃借権。使用貸人、■■■■市■■■町■丁目■■■■番地の■、■■■■■■■■。使用借人、■■■■市■■■町■丁目■■■■番地の■、■■■■■■。土地は生田町3丁目■■■■番■、田、現況畑、287 m<sup>2</sup>。転用目的は自己住宅。

申請番号4 所有権移転。譲渡人、■■■■市■区■■■■■丁目■■番地の■、■■■■■■。譲受人、多治見市白山町4丁目19番地の1、センチュリーハイツ管理組合法人。土地は白山町4丁目■■番■、田、現況雑種地、349 m<sup>2</sup>。転用目的は駐車場。既に昭和58年に賃貸借、露店駐車場で5条許可あり、平成11年から現況。

申請番号5 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地の■■、■■■■■■。譲受人、多治見市笠原町1647番地の3、株式会社加納。土地は笠原町向島■■■■番■■、畑、現況雑種地、1,156 m<sup>2</sup>。転用目的は資材置場。

議長 報第10号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

議長 発言がないので、報第10号を終了する。

事務局 議第10号の質問について。9.4 haの遊休農地解消面積うち、山林として回答したのが約4 ha、農地利用として約5.3 haあり、多い地区は姫地区2.4 haと笠原地区1.8 haだった。他に転用0.2 haを含め9.4 haとなる。

議長 それでは議第10号について採決を行う。議第10号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第10号は承認することに決定する。その他に意見があれば、挙手願う。

16 番 先週、田植えができないという苦情があり、泥水が田に入っていた。粘土質の土が稲につくが、日程的に田植えの中止ができない。雨の後 1 週間以上用水路の水が濁っていた。この状況では稲作が続けられない。対策をきちんとするよう事務局から企業誘致課に進言してほしい。

議長 田に泥が入ると根にからまって水分、養分が吸い上げられず大きくなならない。

13 番 農業用水の確保は、農業委員会で一番やらなければいけないこと。現地を確認して、団体として担当課に具申しないと対策しにくい。農業委員会で動いてもよいと思う。

事務局 企業誘致課長の都合がつかないため、議長が言われるようにこの場での説明は難しい。

議長 代表して現場を見ましょう。本日の議案については以上をもって終了する。その他、事務局方で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回は 6 月 24 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 00 分)

事務局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
主査	安保	博之
主査	玉山	永恵

令和2年5月27日

議事録署名

8番

9番

議長